

ID: 146

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	従前居住者用住宅の入居の承認							
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第5条							
例 規 番 号	平成8年条例第27号							
【根拠条文】 (入居の申込み) 第5条 前条第1項及び第2項に規定する入居資格を有する者で従前居住者用住宅に入居しようとするものは、市長に入居の申込みをしなければならない。								
【基準】 根拠条文、第4条及び芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定による。 (入居者の資格) 第4条 従前居住者用住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を備える者であつて住宅に困窮すると認められるものでなければならない。 (1) 次のいずれかに該当する者で整備総合支援事業の整備地区の整備に伴い住宅を失うこととなるものであること。 ア 当該整備計画について国土交通大臣の承認を受けた日(以下「承認の日」という。)から引き続き整備総合支援事業の整備地区内に居住していた者。ただし、承認の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。 イ 承認の日後に整備総合支援事業の整備地区内に居住するに至った者で市長が特に認めたもの (2) 入居の申込みをした日において、収入が別に定める基準に適合する者 2 阪神・淡路大震災発生の日において整備総合支援事業の整備地区となるべき区域内に居住し、かつ、当該整備地区の整備に伴い居住の継続が困難となる者は、前項第1号に掲げる条件を備える者とみなす。 3 従前居住者用住宅に入居することができる者が当該住宅に入居せず又は居住しなくなった場合は、現に住宅に困窮していることが明らかな者のうちから選考して当該住宅の入居者を決定することができる。 4 前項の規定により従前居住者用住宅に入居する者の入居資格については、市営住宅条例第6条の規定(別表第1に掲げる従前居住者用住宅に入居する者の入居資格については、同条第3号の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条第2号中「第13条第1項」とあるのは「第6条の2第1項」と読み替えるものとする。								
別表第1(第3条、第7条関係) 従前居住者用住宅(大原町住宅)								
団地名	棟数	戸数	構造	1戸当たり床面積 m ²	収入 0円～ 317,000円	317,001円～ 427,000円	427,001円～ 582,000円	582,001円～
大原町2番6―	1	38	鉄筋コンク		使用料月	使用料月	使用料月	使用料月

条例適用申請に対する処分個票

			リート造12 階建		額 円	額 円	額 円	額 円	
605号				88.04	127,200	143,100	159,000	174,400	
406, 506号 706, 1006号				86.54	124,900	140,500	156,200	171,400	
407号				90.80	131,100	147,500	163,900	179,800	
308, 408, 608号				89.39	129,100	145,200	161,400	177,000	
309, 509, 609号 1009号				86.42	124,800	140,400	156,000	171,100	
310, 410, 610号				78.80	113,800	128,000	142,300	156,100	
311, 511, 611号 711, 811, 1011号 1111, 1211号				66.80	96,400	108,500	120,600	132,300	
312, 412, 512, 612号 912号 1212号				59.24	85,500	96,200	106,900	117,300	
(収入基準) 第2条 条例第4条第3項の規定により条例別表第1に掲げる住宅に入居する者は、収入が200,001円以上でなければならない。									
標準処理期間	30日								
備考									
設定年月日	平成28年4月1日			最終変更年月日	令和5年4月1日				